

令和4年3月 四万十市農業委員会 議事録

- 1 日 時 令和4年3月8日(火) 午後2時30分～午後3時33分
 2 場 所 西土佐総合支所 2階 大会議室
 3 出席委員

(1) 農業委員 17名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	9	山本 官	16	岡崎 誠
2	桑原 宏文	10	芝 順子	17	尾崎 征洋
4	井上 靖好	11	岡村 猛	18	福留 宜彦
5	加用 雅啓	12	伊勢脇 精藏		
6	安藤 久徳	13	土居 忠栄		
7	谷崎 容子	14	清水 優志		
8	遠地 美千代	15	正木 卓夫		

※農地利用最適化推進委員は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、招集せず。

4 欠席委員

(1) 農業委員 2名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	伊与田 真哉	19	畠中 温喜		

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	小谷 哲司	係長	柴 秀樹
事務局長補佐	吉田 貴浩	主幹	宮川 昭人
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	渡辺 昌彦	主事	岡本 ほのか

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(2件)
- 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(3件)
- 第3号議案 非農地証明書の交付について(1件)
- 第4号議案 農用地利用集積計画(案)について(6件)
- 第5号議案 農用地利用配分計画(案)について(1件)
- 第6号議案 農業振興地域整備計画の変更(案)について(3件)
- 第7号議案 四万十市農地台帳点検等実施規定の改正について
- 第8号議案 四万十市農業委員会規定の改正について
- 第9号議案 四万十市農業委員会非農地証明事務処理要領の制定について
- 第10号議案 四万十市農業委員会農地形状変更指導要領の制定について

報告事項
 その他

◆議長（福留会長）

只今から令和4年3月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。
まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号3番 伊与田 真哉 委員、議席番号19番 島中 温喜 委員の2名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中17名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、本日は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、規模を縮小し、招集は農業委員のみとさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

◆議長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号4番 井上 靖好 委員、議席番号5番 加用 雅啓 委員 をお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。

番号1。土地の表示は、大字 具同 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦40年の70歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機をリースしているとのことです。申請地は自宅から車で約10分の距離となっております。耕作面積は73アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地は現在休耕中の場所もありますが、取得後は譲受人が耕作していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われれます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号2。土地の表示は、大字 竹島 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦40年の63歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約3.5キロメートルの距離となっております。耕作面積は51アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので、今までどおり周辺の農地に与える影響などはないと思われれます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。✓

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。✓

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

15番、具同地区担当正木です。先月も同じ譲受人・譲渡人が出ておりましたが、その追加という形かと思われ
ます。中村地区担当の岡崎委員と、先月もそうでしたけれども今回も現地、それから譲渡人・譲受人からもお話
をお伺いしました。譲受人は適当に耕作、管理するというお話をいただきました。問題ないと思います。
以上です。✓

◇議席番号16番 岡崎委員（中村地区担当）

○ 前回も行動を一緒にしておりまして、今回も行動を一緒にしておりまして。内容的には正木委員が話したとお
りで問題はないと思います。✓

◆議 長（福留会長）

この件について、宮地推進委員からは適当であるとの連絡が事務局へありました。✓

続きまして、「2番の関係委員」は、畠中委員ですが、本日欠席となっております。畠中委員からは、この件
について適当であるとの連絡がありました。

また、宮崎推進委員からも、適当であるとの連絡が事務局へありました。✓

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は
議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

○ ご意見、ご質問はございませんか。✓

~~~~ 異議なし ~~~

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決い  
たします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。✓

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~

◆議 長（福留会長）

ありがとうございます。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案

のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は3ページになります。番号1。土地の表示は 古津賀一丁目以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。2月28日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員・宮地推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅建築により宅地とするものです。場所については古津賀ふれあい会館から50mほど北側に位置する農地です。申請地の東・北・南側は農地であるため所有者から転用についての同意を得ています。西側は幅員7.5メートルの市道となっています。また雑排水については合併浄化槽を設置して既設の西側市道側溝に排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われま。

申請地は都市計画区域内の用途地域指定された第1種及び第2種中高層住居専用地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地ということでもあります。

続きまして、番号2。土地の表示は 具同西ノ江以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。2月28日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員・宮地推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの3、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、貸家2戸分の宅地を作るものです。場所については自動車学校から100メートルほど南東方向に位置する農地です。申請地の北側は幅員5メートルの市道、南・東・西側は宅地となっています。また雑排水については合併浄化槽を設置して既設の北側市道側溝に排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われま。

申請地は土佐くろしお鉄道具同駅から500メートル内にあり、第2種農地となり第3種農地に立地が困難と認められる場合等には転用が許可できる土地ということでもあります。なお、譲受人は公正証書を作成のうえ委託者が財産管理等を受託者である者に管理をしてもらう家族信託の契約を行っています。

続きまして、番号3。土地の表示は 荒川浅ノ谷以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。2月28日、事務局で現地に向かい、東中筋地区担当の清水委員、正木委員及び岡本推進委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの5、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、親子で35年間の使用貸借契約を設定し、借人である子が住宅及び農業用倉庫を作るためのものです。なお、転用面積は500平方メートルを超えていますが、農家住宅であり、農業を営んでいく上で必要かつ適正な面積であるものと判断します。場所については荒川の中重建設の駐車場と国道56号線を挟み向かい側の農地です。申請地の北・東側は幅4メートルの市道の廃道敷、南面は国道、西側の農地所有者からは転用について同意を得ています。また、雑排水は合併浄化槽を設置し既存の排水管を通じて南東側道路側溝に排水します。これらのこと

から周辺農地に与える影響は無いものと思われま

申請地は 10 ヘクタール以上の集団農地ではなく、第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種農地のいずれにも該当しないその他の農地（第 2 種農地）にあたり第 3 種農地に立地が困難と認められる場合等には転用が許可できる土地ということでありま

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いしま

「1 番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 4 番 井上委員（東山・下田地区担当）

4 番の井上です。1 番について説明をさせていただきます。詳細につきましては、先ほど事務局の方から説明があつたとおりでありま

○議 長 （福留会長）

宮地（秀之）推進委員からは適当であるとの連絡が事務局へありま

続きまして、「2 番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

具同地区担当、15 番、正木です。2 番についてですけれども、事務局の説明のとおりでございます。雨水とか浄化槽の水については、既設の側溝に流すということで問題ございません。周囲に与える影響、農地はこの辺はあまりないんですけれども、与える影響もございませ

◆議 長 （福留会長）

宮地（秀之）推進委員からは適当であるとの連絡が事務局へありま

続きまして、「3 番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 14 番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14 番、中筋・東中筋担当の清水です。3 番ですが、2 月 28 日事務局、正木委員、岡本推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。先ほど事務局の発表のとおりですが、この度、親子で 35 年間の使用貸借契約を設定し、借人の子ですが農家住宅建築のため宅地を造るものです。場所については、荒川の中重建設の駐車場と国道 56 号線を挟み向かいのところにある農地です。申請地の北東側は幅 4 メートルの市道の廃道敷になっており、南面は国道、西側の農地所有者からは転用について同意を得ています。また、敷地からの雑排水は合併浄化槽を設置し既存の排水管を通して南東側道路側溝に排水しま

◆議 長 (福留会長)

岡本推進委員からは適当であるとの連絡が事務局へありました。

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。 /

~~~~ 異議なし ~~~

◆議 長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。 /

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~

◆議 長 (福留会長)

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。 /

続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。 /

○事務局

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は4ページになります。

番号1。土地の表示は、大字 蕨岡 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号1につきましては、2月28日、会長、事務局で現地に向かい、願人と、蕨岡地区担当の谷崎委員、東推進委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの7ページ及び8ページをご覧ください。現地は、山林となっている状況で、字中津川、奥中津川の5筆については、本人への聞き取りや、税務課で確認出来る平成22年時点の航空写真及び現地の状況を確認し、耕作放棄してから10年以上経過していると判断しました。また、他5筆については、税務課で確認出来る平成17年時点の航空写真でも、既に山林となっていることを確認しております。 /

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、字中津川、奥中津川の5筆については、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われれます。また、他5筆については、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われれます。以上です。 /

◆議 長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。 ✓

◇議席番号7番 谷崎委員（蕨岡地区担当）

議席番号7番、蕨岡地区担当の谷崎です。2月28日、願人と会長、事務局と東推進委員とで現地確認を行いました。中津川・奥中津川は平成15年頃から耕作放棄され、現地は草木が生い茂っているような状態です。また、他5筆については、平成15年頃植林をされ山林となっている状態であり、農地への復旧は困難と判断しました。以上です。 ✓

◆議 長 （福留会長）

東推進委員からは適当であるとの連絡が事務局へありました。 ✓

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。 ✓

~~~~ 異議なし ~~~

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。 ✓

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。 ✓

続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。 ✓

◆議 長（福留会長）

事務局の説明をお願いいたします。 ✓

○ 事務局

それでは第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は5ページ、農用地利用集積計画書（案）は6、7ページになります。 ✓

それでは1番について説明いたします。借受人は東中筋地区において、生姜の栽培を予定している農地所有適格法人です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は2名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの9ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は令和4年3月8日から令和9年3月7日までの5年間となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。

続きまして、2番について説明いたします。借受人は後川地区において、生姜の栽培を予定している認定新規就農者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は4名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの10ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は令和4年3月8日から令和6年3月7日までの2年間となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。

続きまして3番。借受人は西土佐大宮地区において、米ナスを栽培している認定新規就農者です。今回の申請は、更新の申請となります。申請地については、貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの11ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は賃貸借権の設定です。期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となっております。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。

続きまして4番について説明いたします。借受人は西土佐大宮地区において、米ナス栽培を予定している認定新規就農者です。今回の申請は、更新の申請となります。申請地については、貸付人は2名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの12ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は賃貸借権の設定です。期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となっております。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。

続きまして5番について説明いたします。借受人は西土佐大宮地区において、米ナス栽培を予定している認定新規就農者です。今回の申請は、更新の申請となります。申請地については、貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの13ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は賃貸借権の設定です。期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となっております。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。の各要件を満たしております。 ✓

続きまして6番ですが、借受人が高知県農業公社ですので、農地中間管理事業にかかる案件となります。本議案では貸付人が農地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。議案書は5ページ、農用地利用集積計画書(案)は7ページになります。

それでは6番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人は2名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの14ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は賃貸借権の設定となっております。賃貸借期間は令和4年3月8日から令和14年2月7日までの10年間となっております。以上です。 ✓

◆議長(福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。 ✓

◇議席番号14番 清水委員(中筋・東中筋地区担当)

14番、中筋・東中筋担当の清水です。1番ですが、事務局の説明のとおりですが、3月6日に貸付人に聞き取り調査を行いました。貸付人は耕作が困難になり、耕作放棄地になるため借受人に貸し付け、生姜を耕作してもらおうということでした。借受人は県内各地の借受地等で生姜の栽培を行っています。以上のことから、農用地利用集積計画書(案)については適当であると考えます。以上です。 ✓

◆議長(福留会長)

ただいまの案件について、岡本推進委員からは適当であるとの連絡が事務局へありました。 ✓

続きまして、「2番の関係委員」お願いします。 ✓

◇議席番号9番 山本委員(後川地区担当)

議席番号9番、後川地区担当の山本です。2番について説明します。3月6日に武井推進委員と借受人の3人で、今回集積しようとしている農地の確認と、借受人の農業への取り組みについて聞き取りを行いました。対象となっている農家は、露地生姜の定植の準備をするためにきれいにたたいており、既にピクリンで消毒にかかる準備をしておりました。借受人は四万十市下田の出身で青年等就農計画にも認定されております。将来、若藤を中心にして露地栽培で農業経営を行うという計画をもっておりました。人物的には、武井推進委員も信頼も厚く問題はないと考えています。以上です。 ✓

◆議長(福留会長)

続きまして、畠中委員ですが、本日欠席となっております。畠中委員からは、この件について適当であるとの

連絡がありました。

また、武井推進委員・宮崎推進委員からも適当であるとの連絡が事務局へありました。✓

続きまして、「3番の関係委員」お願いします。✓

◇議席番号1番 篠田委員（西土佐大宮地区担当）

議席番号1番、地区担当の篠田です。本日借受人立会いのもとで現地確認を行いました。詳細については事務局の説明のとおりですが、認定新規就農者ということで、かなり意欲のある方です。計画も順調に進んでおり問題ないと考えます。これを私は適当と考えます。

続いて同じ地区なので、4番も説明させていただきます。本日こちらも借受人立会いのもとで現地確認を行いました。こちらも新規認定就農者で計画どおり作付けしており問題ないと考えます。なお、地番2520番・2521番につきましては、まだ就農計画で米ナスの規模拡大にかかわるため、現在のところは水稲として管理されているようです。以上のことを踏まえましても、これを適当と考えます。

続いて、5番も私の担当なので説明させていただきます。こちらも本日借受人立会いのもとで現地確認を行いました。こちらも認定新規就農者で計画どおり就農のほう続いておりますので、これも問題なく適当と考えます。✓
以上です。

◇議席番号10番 芝委員（西土佐半家地区担当）

議席番号10番、奈路・宮地・用井・長生・半家担当の芝です。事務局の説明のとおりで問題ないと思います。✓
以上です。

◆議 長（福留会長）

宮地（浩）推進委員からは適当であるとの連絡が事務局へありました。✓

続きまして、「4番の関係委員」お願いします。✓

◇議席番号10番 岡村委員（西土佐橘地区担当）✓

篠田委員の説明のとおり問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

宮地（浩）推進委員からは適当であるとの連絡が事務局へありました。✓

続きまして、「5番の関係委員」お願いします。✓

◆議 長（福留会長）

宮地（浩）推進委員からは適当であるとの連絡が事務局へありました。 ✓

続きまして、「6番の関係委員」は、畠中委員ですが、本日欠席となっております。畠中委員からは、この件について適当であるとの連絡がありました。

また、宮崎推進委員からも適当であるとの連絡が事務局へありました。 ✓

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。 ✓

◇議席番号7番 谷崎委員（蕨岡地区担当）

7番、谷崎です。この資料の3番、4番、5番ですけど、新規就農者なのに土地の更新になっています。これは親の代から借りていたということでしょうか。 ✓

○事務局

ご質問いただきました認定新規就農者は農業を始めて1年とかということではなくて、農業を始めてその所得が約250万円の目標をたてて、認定農業者になる前の農業を始めて農業で生計をたてていく意欲ある農業者を認定新規就農者とするわけですが、その期間が5年間ありますので、前回は認定新規就農者として土地を貸借しておりまして、引き続きという格好になっております。 ✓

◆議長（福留会長）

他にご意見、ご質問はございませんか。 ✓

~~~~ 異議なし ~~~

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農用地利用集積計画（案）について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。 ✓

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）について、これを適当と認め答申することといたします。 ✓

◆議長（福留会長）

続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用配分計画（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。 ✓

○事務局

第5号議案の農用地利用配分計画（案）について説明いたします。議案書は、8ページになります。

本議案については、高知県農業公社に中間管理権を設定した農地を、地域のどの耕作者に転貸するか、また転貸される耕作者の選定が適切であるかどうかをお諮りするものです。

それでは、議案書の9ページをご覧ください。こちらが農用地利用配分計画の案になります。左側に農地の出し手と農地の詳細が記載され、右側が貸付先の耕作者になります。

場所は議案書記載のとおりです。1番、右側の貸付先ですが、宿毛市で果樹栽培を行う法人に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの14ページ及び前のスクリーンをご覧ください。1番の農業者が選定された理由につきましては、お手元に配布した借受選定理由書をご覧ください。

農地中間管理事業において、農地の配分を検討する際は、農地中間管理機構に農地の受け手として登録している経営体全員に順位をつけ、評価の高い経営体を選定することとなっております。その選定経緯を示したものがこの借り受け選定理由書です。

対象農地と農業経営を行っている位置関係や希望条件との適合性、貸付者の意向を考慮いたしまして、最上の〇が最適であると選定し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案しています。以上です。 ✓

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見ですが、「1番の関係委員」の畠中委員は、本日欠席となっております。畠中委員からは、この件について適当であるとの連絡がありました。

また、宮崎推進委員からも適当であるとの連絡が事務局へありました。 ✓

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。 ✓

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案 農用地利用配分計画（案）について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。 ✓

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~~

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画（案）について、これを適当と認め答申することといたします。 ✓

続きまして、第6号議案 市長より諮問のありました農業振興地域整備計画の変更（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。 ✓

○事務局

第6号議案、市長より諮問のありました、四万十市農業振興地域整備計画の農用地区域、いわゆる農振農用地の変更案について説明いたします。農振農用地の変更の際には農業委員会総会に諮ることとなっておりますのでご審議の程よろしくお願ひします。

議案書は11ページ、除外土地一覧については、12ページになります。今回の四万十市農業振興地域整備計画の変更につきましては、農振農用地からの除外3件となっております。

それでは、説明いたします。番号1につきましては、住宅を建築するための除外です。

除外対象地は、四万十市西土佐半家494番地1で、半家大橋から北に約100mの所にあり、登記地目、現況ともに畑となっております。お手元のタブレットは、15ページになります。

当該地は、10ヘクタール以上の集団農地に含まれず、過去に土地改良事業を行っておりません。また、周辺に地域住民の日常生活に欠くことの出来ない施設も周囲に存在しないため、当該地は第1種農地、甲種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しません。

当該地は住宅や農地が混在している場所にあり、担い手への農地集積や周辺農地への影響も無いと思われることから当該地は第2種農地（その他の農地）に当たると判断できます。

以上、農振法（※農業振興地域の整備に関する法律）の除外要件を満たしており、農振農用地からの除外は適当と考えます。農振農用地除外後は農地転用申請が提出される予定です。✓

続きまして、番号2につきましては、住宅を建築するための除外です。

除外対象地は、四万十市西土佐西ケ方593番地1で、JR西ケ方駅から北に約200メートルの所にあり、登記地目は田、現況は畑となっております。お手元のタブレットは、16ページになります。

当該地は、JR西ケ方駅から300メートル以内にあり、第3種農地に当たると判断できます。

以上、農振法（※農業振興地域の整備に関する法律）の除外要件を満たしており、農振農用地からの除外は適当と考えます。農振農用地除外後は農地転用申請が提出される予定です。✓

続きまして、番号3につきましては、墓地をつくるため予定地1筆423平方メートルのうち12平方メートルの除外をするものです。

場所につきましては、大屋敷井森神社から西へ約30メートルの所にあり、登記地目、現況ともに畑となっております。お手元のタブレットは17ページになります。

当該地は、10ヘクタール以上の集団農地に含まれず、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しないその他の農地（第2種農地）にあたるものと判断します。

隣地の農地所有者からは農用地区域からの除外及び転用について同意を得ており、転用規模等から周辺農地への影響も無いものと思われまます。

以上、農振法（※農業振興地域の整備に関する法律）の除外要件を満たしており、農振農用地からの除外は適当と考えます。農振農用地除外後は農地転用申請が提出される予定です。以上です。✓

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺ひします。✓

「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号10番 芝委員（西土佐半家地区担当）

議席番号10番、奈路・宮地・用井・長生・半家地区担当の芝です。3月4日事務局とともに現地確認に行きました。事務局の説明のとおりで、他の農地に影響するものではありません。問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

竹村推進委員からは、この件について問題ないとの連絡がありました。

続きまして、「2番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号2番 桑原委員（西土佐西ケ方地区担当）

議席番号2番、江川崎地区担当桑原です。本日現場を確認させていただきまして、書面のとおりでございますが、既に盛土をしております。これに関しましては、既に形状変更等が出ておまして手続きが進んでいる状態で、そこを宅地に今回申請が出ている状態です。説明は事務局のとおりでございます。問題ないと思います。

◆議 長（福留会長）

竹村推進委員からは、この件について問題ないとの連絡がありました。

続きまして、「3番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号12番 伊勢脇委員（富山地区担当）

議席番号12番、富山地区担当の伊勢脇です。昨日、地元推進委員東委員とで現場確認を行いました。申出本にも電話連絡しましたが連絡が取れませんでした。申出人は墓地にしたいということですが、申請地は大屋敷中心部、小高い丘に位置し墓地としては最高の所です。周辺農地等への影響は何の支障もありません。以上です。

◆議 長（福留会長）

東推進委員からは適当であるとの連絡が事務局へありました。

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第6号議案 農業振興地域整備計画の変更（案）について、採決いたし

ます。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農業振興地域整備計画の変更（案）について、これを適当と認め答申することといたします。

◆議 長（福留会長）

続きまして、第7号議案 四万十市農地台帳点検等実施規定の改正について議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは第7号議案 「四万十市農地台帳点検等実施規程の改正について」事務局より説明いたします。

この規程は、農業委員会が整備する農地台帳の適時・適切な情報の更新を図るため、全国農業会議所が平成26年10月に定めた「農地台帳における公表事務のガイドライン」に基づき、平成27年4月1日に施行し運用しております。その後、農業委員会等に関する法律の改正（平成28年4月1日施行）により、農業委員の選出方法が公職選挙法による公選制から市町村長による選任制に変更となったことに伴い、農業委員会委員選挙人名簿調製等は現在不要となっておりますが、この旨の規定が残ったままとなっておりますので、現状に合わせて改正を行うものです。

それでは新旧対照表をお願いします。主な改正点でございますが、第3条の農業委員会選挙関係の文言や条項の削除となっております。

なお、施行日は令和4年4月1日です。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。委員の皆様でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第7号議案 四万十市農地台帳点検等実施規定の改正について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、四万十市農地台帳点検等実施規定の改正について、これ

を適当と認め承認することといたします。

続きまして、第8号議案 四万十市農業委員会規定の改正について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第8号議案 「四万十市農業委員会規程の改正について」事務局より説明いたします。

今年度の非農地証明の交付事務のうち、緊急に処理をしなければ申請者に大きな不利益を与えるケースがあったため、現行規程では会長の専決規定はありませんが、特例として令和3年5月18日付で会長専決として事務処理のうえ、直近の総会(6月総会)で報告した事例がございました。

当該事例を受けて、このような場合にも規程上対応できるよう、農業委員会に属する事務のうち、緊急に処理することを要し、かつ、会議に付する時間がない場合について、新たにこの旨の条項を加えるほか、所要の改正を行うものでございます。

それでは新旧対照表をお願いします。主な改正点でございますが、まず第6条に先ほど申し上げました(会長の専決)規定を加えております。

次に現行規定の第4条(部会)、第5条(部会長)の削除です。これは、平成30年度から農地利用最適化推進委員を加えた現体制がスタートしておりますが、これと同時に旧体制で運用していた農地部会、農振部会といった部会制を廃止しておりますので、現状に合わせその旨の条項を削除しております。

また、会長や会長職務代理者の任期についても新たに規定をしております。

なお、施行日は令和4年4月1日です。以上です。

◆議長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。委員の皆様でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第8号議案 四万十市農業委員会規定の改正について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長 (福留会長)

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、四万十市農業委員会規定の改正について、これを適当と認め承認することといたします。

続きまして、第9号議案 四万十市農業委員会非農地証明事務処理要領の制定について議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第9号議案 四万十市農業委員会非農地証明事務処理要領の制定について説明いたします。

資料はお手元に配布しております、クリップ止めの「第9号議案 四万十市農業委員会非農地証明事務処理要領の制定について」をご覧ください。ホッチキス止めしている2枚が制定案、1番下に挟んでいる1枚紙が現在の要領となっております。✓

現在の要領は、平成17年4月10日の市村合併時に制定されたものとなっておりますが、訓令や告示といった事務処理がされていない状態で運用されております。✓

今回、農業委員会関係の例規等を見直すにあたって、非農地証明事務処理要領についても他団体を参考に見直しのうえ、改めて制定するものです。✓

これまでと異なる主な制定内容としましては、4点あります。✓

まず1点目は、非農地証明基準についてです。第3条第1項第7号「前各号に掲げるもののほか、委員会が非農地であると認める土地」を従来の基準に加え、第1号から第6号のどれにも当てはまらない場合を想定して追加するものです。✓

続きまして2点目は、申請の仕方についてです。第4条をご覧ください。様式を従来の非農地証明願から非農地証明申請書に改めることと、申請段階で現地の状況を把握出来るようにするため、申請書提出時に現況写真の添付を必須とするものです。✓

続きまして3点目は、申請受付後の農業委員会の処理についてです。第5条をご覧ください。現地調査の実施体制について、現在の要領では「農業委員2人以上と農業委員会事務局職員」としているところを「農業委員若しくは農地利用最適化推進委員のうち2名以上と農業委員会事務局職員」に改めます。この点につきましては、昨年7月からは推進委員にも毎月の現地調査に同行していただいているところですが、その旨を要領に記載するものです。

そのほか農業委員会の処理として、非農地であることを決定したときの「非農地証明書」及び非農地でないことを決定したときの「非農地証明申請書に対する通知書」の様式を新たに制定したいと考えております。

最後4点目は、第6条「この告示に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める」という、会長の委任決定を追加するものです。

主な制定内容は以上になります。そのほかについては資料をご確認ください。

今後のスケジュールとしましては、令和4年4月1日付で施行後、申請締切日の関係を考慮し、4月7日開催予定の農業委員会総会までは現要領を適用、新しい要領については4月8日からの適用としたいと考えております。以上です。✓

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。委員の皆様でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と名前を告げてから質問をお願いいたします。✓

ご意見、ご質問はございませんか。✓

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第9号議案 四万十市農業委員会非農地証明事務処理要領の制定について、採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。 ✓

〜〜 農業委員《全員挙手》 〜

◆議長 (福留会長)

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、四万十市農業委員会非農地証明事務処理要領の制定について、これを適当と認め承認することといたします。 ✓

続きまして、第10号議案 四万十市農業委員会農地形状変更指導要領の制定について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。 ✓

○事務局

第10号議案 四万十市農業委員会農地形状変更指導要領の制定について説明いたします。

資料はお手元に配布しております、クリップ止めの「第10号議案 四万十市農業委員会農地形状変更指導要領の制定について」をご覧ください。ホッチキス止めしている3枚が制定案、1番下に挟んでいる1枚紙が現在の要領となっております。 ✓

現在の要領は、平成19年4月1日から施行されているものとなっておりますが、先ほどの第9号議案と同じように、訓令や告示といった事務処理がされていない状態で運用されており、形状変更の要領についても他団体を参考に見直しのうえ、今回改めて制定するものです。

これまでと異なる主な制定内容としましては、5点あります。

まず1点目は、形状変更の基準についてです。第3条をご覧ください。これまで形状変更する際の明確な基準を定めていなかったため、形状変更後は耕作の用に供することや、工事期間は1年以内とすること等を明記しました。

続きまして2点目は、届出についてです。第4条をご覧ください。形状変更を行おうとする際は、工事開始前に届出書を提出しなければならないというもののほか、届出時の添付書類を明記しました。 ✓

続きまして3点目は、提出された届出書に対する同意についてです。第5条をご覧ください。届出書の提出があったときは、原則として農業委員若しくは農地利用最適化推進委員のうち2名以上と農業委員会事務局職員により現地調査を行い、届出の内容が適当かどうかを審査することとしました。現地調査の方法としては、毎月行っている現地調査と合わせて行うことを考えております。その後、調査の結果をもとに、届出者に対する同意又は不同意の通知を行うものとします。 ✓

続きまして4点目は、完了報告についてです。第7条をご覧ください。工事が完了し、耕作を開始した場合には事業完了報告書を提出させ、提出後は再度現地確認を行う旨を明記しました。 ✓

最後5点目は、第13条「この告示に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める」という、会長の委任規定を追加するものです。 ✓

主な制定内容は以上になります。そのほかについては資料をご確認ください。 ✓

先ほど説明させていただいたとおり、これからは形状変更の届出書が提出されたときと、形状変更の完了報告が提出されたときの合計2回、現地調査を行っていただくこととしたいと考えておりますので、委員の皆さまにはお手数をおかけしますが、よろしく申し上げます。 ✓

今後のスケジュールとしましては、第9号議案と同じように、令和4年4月1日付で施行後、4月7日開催予定の農業委員会総会までは現要領を適用、新しい要領については4月8日からの適用としたいと考えております。以上です。✓

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。委員の皆様でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。✓

〜〜 異議なし 〜

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第10号議案 四万十市農業委員会農地形状変更指導要領の制定について、採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。✓

〜〜 農業委員《全員挙手》 〜

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、四万十市農業委員会農地形状変更指導要領の制定について、これを適当と認め承認することといたします。

なお、第7号議案から第10号議案の規定等の交付にあたり、主旨に影響のない字句の修正等については、会長に一任させていただきます。✓

続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。✓

○事務局

農業委員、推進委員の皆様には、昨年からお足労をおかけしている話ですが、人・農地プランの実質化に関係しまして、各対象地域で開催いたしました地域座談会にご出席いただきまして誠にありがとうございました。今年度、西土佐地域・中村地域全ての地域を実質化するという事で現在作業を進めております。地区の座談会の最終が3月10日八東地区で2回目が行われて全ての座談会が終了というような予定になっております。西土佐地域・中村地域、昨年7月16日から始まりまして、年を明けて1月16日、それから3月10日で最終回ですが、計18回会を行うというようなことになりまして、地元の農家の皆様、それから関係機関の皆様あわせまして290名あまり約300名の方々に参加いただきまして、ご協力いただきました。ありがとうございました。この座談会を経まして、この後3月22日、この人・農地プランの取りまとめの検討会を市役所本庁舎で行う予定となっております。その会を経まして、最終的に市が公表ということでのまとめということになります。このプランが出来上がった後も、見直した色々事業を行うにあたっての、ご協力・ご支援いただくことが多々あるかと思っておりますので、皆さんご協力を引き続きお願いしたいと思っております。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で事務局からの報告が終わりました。

最後に、その他 委員の皆様から何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

~~~~~

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 4 年 3 月 8 日

議長         沟田 宣彦        

署名委員         井上 靖好        

署名委員         加用 雅啓